

3 2 障害者福祉事業（「広島県障害者プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

本県の身体障害者（児）の数は第1表、知的障害者（児）の数は第2表のとおりである。

これらの身体障害者（児）及び知的障害者（児）に対しては、「障害者基本法」、「障害者自立支援法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」及び「児童福祉法」に基づき、県立身体障害者更生相談所、こども家庭センター、西部厚生環境事務所の関係機関等が、相互に緊密な連携を図りながら援護の施策を進める。

第1表 身体障害者（児）の数（平成23年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		視覚障害	聴覚・平衡・音声言語・ そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満	県 分	50	122	510	197	879
	広島市分	48	118	470	219	855
	福山市分	7	51	203	72	333
	計	105	291	1,183	488	2,067
18歳以上	県 分	5,234	5,939	33,964	15,793	60,930
	広島市分	3,461	3,576	21,622	11,263	39,922
	福山市分	1,452	1,804	9,879	4,624	17,759
	計	10,147	11,319	65,465	31,680	118,611
合 計	県 分	5,284	6,061	34,474	15,990	61,809
	広島市分	3,509	3,694	22,092	11,482	40,777
	福山市分	1,459	1,855	10,082	4,696	18,092
	計	10,252	11,610	66,648	32,168	120,678

（注）身体障害者手帳交付台帳の登載数である。

第2表 知的障害者（児）の数（平成23年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		最 重 度	重 度	中 度	軽 度	計
18歳未満	県 分	326	733	650	1,340	3,049
	広島市分	200	568	495	1,007	2,270
	計	526	1,301	1,145	2,347	5,319
18歳以上	県 分	1,173	4,393	2,892	1,550	10,008
	広島市分	528	1,685	1,315	1,140	4,668
	計	1,701	6,078	4,207	2,690	14,676
合 計	県 分	1,499	5,126	3,542	2,890	13,057
	広島市分	728	2,253	1,810	2,147	6,938
	計	2,227	7,379	5,352	5,037	19,995

（注）療育手帳交付台帳の登載数である。

〔広島県障害者プラン〕の推進

平成16年3月に策定した「広島県障害者プラン」に基づき、障害の有無にかかわらず、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現に向けて、総合的かつ長期的視点で障害者施策の計画的推進を図るとともに、「第2期広島県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努める。

1 啓発・広報

(1) 啓発広報の推進

ア 障害者福祉の推進等（予算額 1,295 千円）

障害者（児）に対する社会の正しい理解と認識を深めるための福祉思想の普及啓発を図る。

(ア) 身体障害者福祉大会の開催

第50回（平成23年度）広島県身体障害者福祉大会

- 期 日 平成23年8月31日（水）
- 場 所 廿日市文化ホールさくらびあ（廿日市市）

(イ) 知的障害者福祉大会の開催

第37回広島県知的障害者福祉大会

- 期 日 平成23年10月30日（日）
- 場 所 安芸高田市民文化センター（クリスタルアージュ）（安芸高田市）

(ウ) 精神保健福祉講演会（こころいきいきフェスタ）の開催

精神障害者の自立と社会復帰を支援する地域社会づくりを推進するために、年2回の開催を予定。

(エ) 啓発冊子の発行等

「障害のある人びとの福祉」の発行等

イ ふれ愛プラザ運営費等の助成（予算額 3,746 千円）

ノーマライゼーションの理念の推進と県民への福祉の啓発を図るため、紙屋町地下街福祉公共スペース「ふれ愛プラザ」の運営費等を助成する。（平成13年度創設）

- 運営主体 （社）広島県就労振興センター
- 事業内容 授産製品の展示・販売、福祉情報の発信、車椅子の貸出等
- 開業時間 11:00～21:00
- 場所（規模） 紙屋町地下街南端部（約48㎡）

(2) 障害者及び障害者団体の自主的活動の推進

団体運営費の助成（予算額 1,730 千円）

身体障害者（児）・知的障害者（児）関係団体に対して運営費を補助し、障害者（児）の福祉を向上させるための活動を促進する。

第3表 身体障害者（児）関係団体に対する補助の状況

(単位 千円)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
(社) 広島県身体障害者団体連合会	250	250	250
(社福) 広島県肢体障害者連合会	140	140	140
(社福) 広島県視覚障害者団体連合会	140	140	140
(社) 広島県ろうあ連盟	140	140	140
広島県難聴者・中途失聴者団体連合会	110	110	110
(特活) 広島県腎友会	110	110	110
恵声会	110	110	110
全国脊髄損傷者連合会 広島県支部	100	100	100
計	1,100	1,100	1,100

[負担割合 県 10/10]

第4表 知的障害者（児）関係団体に対する補助の状況

(単位 千円)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
(社) 広島県手をつなぐ育成会	210	210	210
広島県知的障害者福祉協会	110	110	110
(特活) 広島自閉症協会	100	100	100
広島県重症心身障害児（者）を守る会	100	100	100
広島県心身障害児者父母の会連合会	110	110	110
計	630	630	630

[負担割合 県 10/10]

2 保健・医療・福祉

(1) 障害者に対する適切な保健・医療サービスの充実

ア 自立支援医療（更生医療）（予算額 796,063 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、障害の除去、又は軽減により日常生活を容易にすること等を目的とした医療に公費負担を行う市町に対し助成する。（昭和 24 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第 5 表 更生医療の給付状況

（単位 人、千円）

区 分	平成 22 年度		平成 21 年度		平成 20 年度	
	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額
入院	視覚障害	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	1
	音声・言語・そしゃく機能障害	2	46	1	27	0
	肢体不自由	105	14,113	119	12,527	108
	心臓機能障害	10	10,061	6	816	17
	じん臓機能障害	125	153,531	116	156,732	125
	小腸機能障害	0	0	0	0	0
	肝機能障害	6	11,233	—	—	—
	免疫機能障害	1	332	2	225	1
入院外	視覚障害	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	1	9	0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	1	35	1	32	0
	肢体不自由	10	79	13	109	12
	心臓機能障害	5	342	3	16	5
	じん臓機能障害	673	589,561	664	519,964	622
	小腸機能障害	0	0	0	0	0
	肝機能障害	20	3,442	—	—	—
	免疫機能障害	34	14,064	23	6,682	15
訪問看護	1	352	1	1,304	1	
計	994	797,200	949	698,434	907	

（注）広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4〕

イ 自立支援医療（精神通院医療）（予算額 3,476,383 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために行われる通院医療の医療費を公費負担する。（昭和 40 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第 6 表 精神通院医療の給付状況

（単位 人、件）

区 分	通院公費負担	
	通院患者数	年間診療件数
平成 22 年度	17,469	284,537
平成 21 年度	15,705	244,890
平成 20 年度	14,554	215,380

（注） 1 広島市を除く。

〔負担割合 国 1/2, 県 1/2〕

2 通院患者数については、各年度とも 6 月 30 日現在の数である。

ウ 重度心身障害者医療の公費負担（予算額 4,092,530 千円）

重度心身障害者（児）の健康管理と保護者の経済的負担の解消を図るため、身体障害者手帳 1 級～3 級又は療育手帳④（最重度知的障害者）、A（重度知的障害者）、③（中度知的障害者）の交付を受けている者（児）の医療費を負担する市町（広島市、福山市を含む。）に対し助成する。

（昭和 48 年度創設）

ただし、次の場合は対象から除く。

- 生活保護の適用を受けているとき。
- 児童福祉施設（公費により医療費が支弁される施設に限る。）に入所しているとき。
- 障害者又はその扶養義務者の所得が一定額を超えるとき。
- 国民健康保険法の被保険者で、同法第 116 条の 2 に規定する施設への入所措置により、当該市（町）の区域内に住所を有することとなったとき。

第 7 表 重度心身障害者医療公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療 助成額 (B)	(B) のうち県 費補助額 (C)	1 件当たり 助成額 (B) / (A)
平成 21 年度	62,010 人	1,750,028 件	7,932,701 千円	3,726,708 千円	4,533 円
平成 20 年度	61,025 人	1,718,088 件	7,900,822 千円	3,551,635 千円	4,599 円
平成 19 年度	60,328 人	1,696,543 件	8,062,534 千円	3,796,042 千円	4,752 円

〔負担割合 県 1/2, 市町 1/2, 広島市は県 40/100〕

エ 広島県障害者介護給付費等不服審査会の運営（予算額 496 千円）

市町の行った介護給付費に係る処分に対する審査請求の事案を調査審議するために設置している広島県障害者介護給付費等不服審査会を運営する。（平成 18 年度創設）

第 8 表 審査請求の状況

区 分	件 数	審 査 結 果
平成 22 年度	2	平成 23 年度へ繰越 2 件
平成 21 年度	6（平成 21 年度からの繰越 4 件を含む）	裁決（棄却）4 件，裁決（認容）1 件，取下げ 1 件
平成 20 年度	7	裁決（棄却）3 件，平成 21 年度へ繰越 4 件

(2) 生活支援体制の整備

ア 県立身体障害者更生相談所，こども家庭センター（児童相談所，知的障害者更生相談所）における相談指導

知的障害児，重症心身障害者（児）に対し，生活，教育，職業及び医療等の各種の相談に応じ，施設入所の委託等の必要な措置を行う。

また，身体障害者及び知的障害者について，同様の措置を行う市町を支援する。

第9表 障害児・知的障害者の相談・措置等の状況（県分）

（単位 件）

区 分		こども家庭センター		
			知的障害者更生相談所分	児 童 相 談 所 分
平成 22 年度	相談指導	4,199	1,554	2,645
	施設給付費支給決定 施設措置	607	—	607
平成 21 年度	相談指導	4,632	1,572	3,060
	施設給付費支給決定 施設措置	912	—	912
平成 20 年度	相談指導	4,992	1,270	3,722
	施設給付費支給決定 施設措置	555	—	555

（注）広島市を除く。

第10表 身体障害者の更生相談の状況

（単位 人， 件）

区 分		相談等実人員	相談件数	判定件数
県立身体障害者 更生相談所	平成 22 年度	3,618	3,391	2,559
	平成 21 年度	3,207	3,146	2,437
	平成 20 年度	3,190	2,973	2,395

（注）広島市を除く。

イ 身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を市町に設置し，身体に障害のある者及び知的障害者の更生援護の相談に応じ，必要な指導を行うとともに，援護思想の普及に努める。（昭和 42 年度創設）

第11表 身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置状況

（単位 人）

区 分	身体障害者相談員数	知的障害者相談員数
平成 22 年度	191	31
平成 21 年度	197	31
平成 20 年度	196	30

（注）1 広島市及び福山市を除く。
2 平成 20 年 4 月 1 日に市町へ事務権限移譲済み。

ウ ろうあ者専門相談員の設置（予算額 16,957 千円）

次の機関に、ろうあ者専門相談員各 1 名（計 6 名）を設置し、手話によってろうあ者の相談に応じている。

障害者支援課・西部厚生環境事務所呉支所・東部厚生環境事務所（昭和 56 年度設置）、東部厚生環境事務所福山支所（昭和 47 年度設置）、北部厚生環境事務所（昭和 49 年度設置）、県立身体障害者更生相談所（昭和 45 年度設置）

第 12 表 ろうあ者専門相談員の活動状況

（単位 件、人）

区分	家族関係	結婚・離婚	生活・生計	職業職場関係	住居	健康・医療	教育・育児	施設	補装具 日常生活用具	障害者手帳	年金・保険	その他	計	相談指導実人員
22 年度	114	18	193	193	28	423	8	10	129	1	49	606	1,772	1,124
21 年度	117	18	280	99	91	349	6	40	134	13	100	766	2,013	1,343
20 年度	129	4	287	121	26	296	12	16	148	23	103	592	1,757	971

エ 障害児等療育支援事業（予算額 39,089 千円）

障害児等地域療育を実施する施設が在宅の障害児等に対し療育相談・指導を行い、又保育所等施設に対する療育技術の指導を行う。（平成 8 年度創設）

○ 実施施設 障害児施設、知的障害者施設

施設種別	施設名	住所	法人名
知的障害児施設	福山六方学園	福山市水呑町	（社福）創樹会
知的障害者更生施設	尾道サンホーム	尾道市木ノ庄町	（社福）尾道さつき会
重症心身障害児施設	子鹿学園	三次市栗屋町	（社福）ともえ会
知的障害児通園施設	柏学園	安芸郡府中町	（社福）柏学園
肢体不自由児施設	若草園	東広島市西条町	（社福）広島県福祉事業団
重症心身障害児施設	わかば療育園	東広島市八本松町	（社福）広島県福祉事業団
知的障害児通園施設	呉本庄つくし園	呉市焼山北	（社福）呉福祉会
知的障害者授産施設	くさのみ作業所	廿日市市串戸	（社福）くさのみ福祉会
難聴幼児通園施設	「ゼノ」こぼと園	福山市沼隈町	（社福）「ゼノ」少年牧場
知的障害児施設	中国芸南学園児童部	竹原市忠海東町	（社福）中国新聞社会事業団
知的障害児通園施設	草笛学園	福山市加茂町	（社福）こぶしの村福祉会
知的障害児通園施設	あづみ園	尾道市久保町	（社福）あづみの森

（注）1 広島市を除く。

〔負担割合 県 10/10〕

2 若草園については、療育拠点施設事業も併せて実施。

3 わかば療育園については、療育拠点施設事業のみを実施。

オ 障害者相談支援従事者等研修事業（予算額 2,719 千円）

(ア) 障害者相談支援従事者研修（初任者・現任）

障害者相談支援従事者の養成・資質向上を図るため、研修を実施する。

(平成 22 年度研修開催実績)

区 分	初任者研修	現任研修
対 象 者	市町職員，相談支援事業所職員，平成 17 年度までの研修修了者等（新規従事者を対象）	同左の者で初任者研修の修了者（実務経験概ね 5 年程度）
研修修了者数	251 名	36 名

(イ) 障害福祉サービスの利用決定等に係る研修

障害福祉サービスの利用決定等を円滑に行うため、障害程度区分認定調査員，市町審査会委員の研修を実施する。

(平成 22 年度研修開催実績)

区 分	障害程度区分認定調査員研修（初任者研修）	障害程度区分認定調査員研修（現任研修）	市町審査会委員研修
対 象 者	市町職員，相談支援事業所職員等（新規従事者）	市町職員，相談支援事業所職員等（初任者研修修了者）	市町審査会の委員
研修修了者数	83 名	65 名	37 名

(ウ) サービス管理責任者に係る研修

利用者の状態に応じた適切な支援を行うための個別支援計画の策定等を行うサービス管理責任者研修を実施する。

(平成 22 年度研修開催実績)

対 象 者	事業所職員等
事業所職員等	290 名

(エ) その他（国相談支援従事者指導者養成研修等への派遣）

県が実施する障害者相談支援従事者研修等に係る講師の養成を図るため、国が実施する障害者相談支援従事者指導者養成研修，サービス管理責任者指導者養成研修及び障害程度区分認定調査員指導者研修へ派遣する。

カ 発達障害者支援センター運営事業（予算額 23,101 千円）

自閉症等発達障害児（者）及びその家族等に対する支援体制の充実を図る。（平成 17 年度創設）

- 実施主体 県
- 事業委託法人 社会福祉法人 つつじ（東広島市八本松町米満）
- 事業概要 相談・療育・就労支援，普及啓発・研修，関係機関の連絡調整

第 13 表 発達障害者支援センター事業実績（平成 22 年度）

事業内容		所管地域内	所管地域外
発達障害児（者）及びその家族等に対する支援	相談支援	実支援人数	285 人
		延支援件数	878 件
	発達支援	実支援人数	48 人
		延支援件数	257 件
	就労支援	実支援人数	27 人
		延支援件数	72 件
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	センター主催研修・共催研修	実施回数	18 回
		延参加人数	793 人
	講師派遣	実施回数	81 回
		延参加人数	2,580 人
	事業説明	実施回数	5 回
		延説明人数	25 人
関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会	実施回数	38 回
		延参加団体数	472 団体
	調整会議	実施回数	31 回
		延参加団体数	315 団体
	機関コンサルテーション	実支援箇所数	30 箇所
		会議回数	13 回
個別支援のための調整会議		会議回数	17 回

（注）所管地域外とは広島市及び県外である。

〔負担割合 国 1/2，県 1/2〕

キ 発達障害児地域総合支援事業（予算額 9,527 千円）

発達障害児とその家族が，地域で安心して生活できる体制を整えるため，次の事業を行う。

（ア）発達障害児市町支援体制推進事業

発達障害児とその家族にとって身近な地域である市町において，本人の障害特性や家庭環境に合わせた個別の支援が，支援者間の連携によって一貫して行われる体制づくりを促進するため，発達障害者支援センターに市町支援体制推進員を 1 名配置する。

（イ）県民向け発達障害啓発事業

地域生活のあらゆる場面で，発達障害が理解され適切な配慮が受けられるよう，民生委員・児童委員を中心に地域住民を対象とした講演会，シンポジウムを県内各地で開催する。

(ウ) サポートファイル普及啓発事業

発達障害児の支援に必要な本人情報を継続的に記録できるツール「サポートファイル」を、当事者、支援者双方に普及させるための説明会等を行う。

(エ) 医療従事者等向け発達障害啓発事業

地域のかかりつけ医等を対象に発達障害の特性を踏まえた治療方法等のセミナー、学習会を開催する。

(3) 障害福祉サービス等の充実

ア 介護給付、訓練等給付事業（予算額 6,617,691千円）

居宅介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活援助等の障害福祉サービス事業を実施する市町に対し負担する。（平成18年度創設）

第14表 介護給付、訓練等給付事業の状況

（単位 市町、千円）

区分	市町数	県費負担額
平成23年度（見込）	23	6,617,691
平成22年度	23	6,129,137
平成21年度	23	5,509,695

（注）広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国2/4、県1/4、市町1/4〕

第15表 指定障害福祉サービス等事業者数の状況（平成23年4月1日現在）

サービス種別	県分	その他市町分	合計
居宅介護（ホームヘルプ）	8	486	494
重度訪問介護	8	474	482
行動援護	1	42	43
療養介護	1	0	1
生活介護	84	54	138
児童デイサービス	0	47	47
短期入所（ショートステイ）	1	123	124
重度障害者等包括支援	0	1	1
共同生活介護（ケアホーム）	0	53	53
施設入所支援（障害者支援施設）	26	20	46
自立訓練（機能訓練）	7	1	8
自立訓練（生活訓練）	14	1	15
就労移行支援（資格取得型）	1	0	1
就労移行支援（一般型）	27	17	44
就労継続支援A型	9	13	22
就労継続支援B型	75	44	119
共同生活援助（グループホーム）	0	56	56
相談支援事業	0	76	76

※休止中・廃止の事業所は除く。

イ 重症心身障害児（者）通園事業（予算額 54,240 千円）

在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作等に係る訓練を行うとともに、保護者等に対し、療育技術を習得させる。（平成 11 年度創設）

第 16 表 重症心身障害児（者）通園事業の実施状況

（単位 所）

区 分	平成 23 年度（予定）	平成 22 年度	平成 21 年度
実施か所数	3	2	2

（注）広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/2, 県 1/2〕

ウ 身体障害者（児）補装具の交付・修理（予算額 137,010 千円）

身体障害者（児）の身体的機能の障害を補い、職業活動や日常生活を容易にするため、義手、義足、車いす、補聴器、盲人安全杖等の補装具を交付・修理し、その社会復帰の促進を図る。

第 17 表 補装具の交付・修理の状況（平成 22 年度）

（単位 件, 円）

種 目	種 別		交 付		修 理		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
義 肢	71	24,403,985	94	15,607,551	165	40,011,536		
装 具	98	7,209,887	27	677,528	125	7,887,415		
座位保持装置	96	35,899,719	120	12,081,065	216	47,980,784		
盲人安全つえ	74	241,492	1	798	75	242,290		
義 鏡	11	647,280	0	0	11	647,280		
眼 鏡	51	1,192,016	5	33,293	56	1,225,309		
補 聴 器	300	19,838,777	186	3,743,123	486	23,581,900		
車 い す	268	54,648,127	513	20,119,729	781	74,767,856		
電 動 車 い す	43	26,769,834	175	12,106,468	218	38,876,302		
座位保持いす	31	3,504,506	2	77,095	33	3,581,601		
起立保持具	1	6,581	3	76,941	4	83,522		
歩 行 器	16	723,265	9	183,439	25	906,704		
頭 部 保 持 具	11	79,498	0	0	11	79,498		
排 便 補 助 具	0	0	0	0	0	0		
歩 行 補 助 つ え	60	408,160	1	6,000	61	414,160		
重度障害者用 意思伝達装置	8	3,243,915	1	495,000	9	3,738,915		
計	1,139	178,817,042	1,137	65,208,030	2,276	244,025,072		

（注）広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 2/4, 県 1/4, 市町 1/4〕

エ 特別児童扶養手当の支給（予算額 32,310千円：支給事務費）

特別児童扶養手当は、身体、知的又は精神に障害のある児童を家庭において監護している者に対し国が手当を支給して、その障害児の福祉の増進を図ることを目的としており、県及び市町が、これらの手当の認定、支給に関する諸事務を行う。（昭和39年度創設）

項目	内 容
支給要件	重度若しくは中度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父母等に支給。 ただし、次の場合は除く。 ○児童が施設等に入所しているとき。 ○児童が障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手当額	○1級（重度）児童1人につき月額 50,550円（平成23年4月から） ○2級（中度）児童1人につき月額 33,670円（平成23年4月から）

第18表 特別児童扶養手当の認定及び支給状況

（単位 人）

平成21年度末 受給者数	平成22年度中の異動											平成22年度末 受給者数
	新規認定	支給停止解除	他県から転入	資格喪失						支給停止	他県へ転出	
				20歳到達	児童死亡	障害が軽度 に	受給者死亡	その他	計			
4,215	719	112	66	233	29	8	2	166	438	54	66	4,554

（注）広島市及び福山市を含む。

第19表 特別児童扶養手当の障害別受給児童数

（単位 人）

区 分	受給児童数	障害別受給児童数					
		精神障害		身体障害		重複障害	
		重 度	中 度	重 度	中 度	重 度	中 度
平成22年度	4,666	1,227	2,031	723	564	120	1
平成21年度	4,305	1,219	1,702	696	569	119	0
平成20年度	4,066	1,243	1,479	665	548	131	0

（注）1 広島市及び福山市を含む。

2 各年度末の人数である。

オ 特別障害者手当等の支給（予算額 20,206千円）

○ 特別障害者手当の支給

20歳以上の重度障害者に、重度の障害により特に必要とされる負担の軽減を目的として、手当を支給する。（昭和61年度創設）

項目	内容
支給要件	日常生活において、常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度障害者に支給。ただし、次の場合は除かれる。 ○ 施設に入所しているとき。 ○ 病院又は診療所へ3か月を超えて入院しているとき。 ○ 受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手当額	月額 26,340円（平成23年4月から）

○ 障害児福祉手当の支給

20歳未満の重度障害児に、その福祉の向上を図るため、手当を支給する。（昭和61年度創設）

項目	内容
支給要件	日常生活において、常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度障害児に支給。ただし、次の場合は除かれる。 ○ 施設に入所しているとき。 ○ 障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○ 受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手当額	月額 14,330円（平成23年4月から）

○ 福祉手当の支給（経過措置）

次のいずれにも該当する20歳以上の重度障害者に、その福祉の向上を図るため、手当を支給する。（昭和61年度創設）

- ア. 昭和61年3月31日において20歳以上であること
- イ. 昭和61年4月1日において従前の福祉手当の受給資格を有すること
- ウ. 特別障害者手当を受給することができないこと
- エ. 障害基礎年金を受給することができないこと

項目	内容
支給要件	日常生活において、常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度障害者に支給。ただし、次の場合は除かれる。 ○ 施設に入所しているとき。 ○ 障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○ 受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手当額	月額 14,330円（平成23年4月から）

第20表 特別障害者手当等受給者の状況（平成23年3月31日現在）

（単位 人）

区分	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当（経過措置）
平成22年度	3,529	1,663	189
平成21年度	3,435	1,579	205
平成20年度	3,288	1,528	227

- （注）1 広島市及び福山市を含む。
2 各年度末の人数である。

カ 心身障害者扶養共済制度（予算額 618,563 千円）

心身障害者（児）を扶養している保護者の死後、残された障害者（児）の生活の安定を図るため、心身障害者扶養共済制度を実施する。掛金の全額を納付することが困難と認められる加入者に対しては、掛金の減額を行う。（昭和 45 年度創設）

〔制度の概要〕

- 加入資格 心身障害者（児）の保護者で 65 歳未満のもの
- 掛金の額 保護者の加入時の年齢に応じて条例で定める額
- 年金の額 月額 20,000 円（口数追加加入者の場合 月額 40,000 円）

第 21 表 加入者及び年金受給者の状況

（単位 人、口）

区 分	加 入 者	年 金 給 付	弔慰金給付	
平成 22 年度	県 分	1,900	1,205	666
	広島市分	961	493	198
	計	2,861	1,698	864
平成 21 年度	県 分	1,949	1,166	658
	広島市分	992	479	192
	計	2,941	1,645	850
平成 20 年度	県 分	2,025	1,128	645
	広島市分	1,010	474	190
	計	3,035	1,602	835

- （注） 1 県分に福山市を含む。
 2 各年度末現在の数値である。
 3 弔慰金については、累計である。

キ 広島県障害者社会参加推進事業（予算額 49,183 千円）

在宅の障害者に対し地域社会への参加を推進するため、次の事業を福祉団体に委託するなどして実施する。（昭和 39 年度創設）

第22表 広島県障害者社会参加推進事業（県実施事業）の状況

(単位 千円)

事業名	事業内容	平成 23年度 (予定)	平成 22年度	平成 21年度
【共通分野】				
相談支援				
①相談員活動強化事業 (平成10年度創設)	相談員の相談対応能力の向上を図るため研修を実施する。	450	532	614
情報支援				
②点字による即時情報ネットワーク事業 (平成4年度創設)	重度の視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳し、提供する。	1,744	1,894	1,894
③障害者ITサポートセンター設置事業 (平成16年度創設)	IT相談員を配置し、ITに関する利用相談、情報提供、パソコン教室、パソコンボランティアの養成、派遣等を行う。	4,447	4,659	4,678
生活訓練				
④生活訓練 (昭和47年度創設)	オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）に対して、ストマ用器具に関することや社会生活に関することについて講習等を実施する。	474	494	501
⑤音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業 (昭和47年度創設)	疾病等により喉頭を摘出した音声機能喪失者に対して、発声訓練を行い、また、この発声訓練に携わる指導者を養成する。	386	368	453
⑥歩行訓練指導者養成事業 (平成20年度事業組換)	視覚障害者の歩行訓練を指導する訓練士の養成を行う。	—	2,130	2,128
スポーツ振興等地域交流支援				
⑦スポーツ指導員養成事業 (平成元年度創設)	初級スポーツ指導員について、県内において養成講習会を実施する。	—	484	539
⑧広島県障害者スポーツ大会開催事業 (平成19年度創設)	障害者スポーツの普及と交流を深めるために障害者スポーツ大会を実施する。(全国障害者スポーツ大会への派遣選手の選考を兼ねる)	1,851	1,894	1,958
⑨全国障害者スポーツ大会への選手団派遣事業 (昭和40年度創設)	平成23年度(10月22日(土)～24日(月)) 「おいでませ！山口大会」(山口県) 選手役員85名(予定)	10,429	8,656	9,463
⑩広島県知的障害者スポーツ大会開催事業 (平成7年度創設)	知的障害者スポーツの普及と交流を深めるために知的障害者スポーツ大会(ボウリング)を実施する。(全国障害者スポーツ大会への派遣選手の選考を兼ねる)	180	333	333
⑪全国障害者スポーツ大会中・四国地区予選会(団体競技)開催事業 (平成21年度創設)	全国障害者スポーツ大会の団体競技(ソフトボール)の中国・四国地区代表選手団の決定戦を行う。	—	—	673
⑫障害者スポーツ・育成・競技力強化事業 (平成17年度創設)	障害者スポーツの育成・競技力を強化するための事業を実施する。	793	854	949
⑬文化・芸術活動振興事業 (平成10年度創設)	障害者の文化・芸術活動を推進し、地域の人々との交流を図るため、障害者の作品を絵画展、陶芸展への出展及び音楽会への参加等の機会を設ける。	520	578	579
啓発・広報事業				
⑭啓発・普及事業	身体障害者福祉大会、知的障害者福祉大会及び精神保健福祉普及啓発講演会開催費の一部に対して補助を行うとともに、障害者福祉制度の紹介をしたパンフレットを作成する。	1,246	1,295	1,295
⑮障害者ふれあいランド開催事業 (平成元年度創設)	障害者に対する福祉施策の紹介や障害者が訓練や作業で制作した作品を紹介することにより、障害者に対する県民の理解と認識を深める。	1,024	1,138	1,138
【障害別分野】				

身体障害者支援

⑯点訳・音訳奉仕員養成事業 (昭和45年度創設)	点訳または音訳に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する点訳奉仕員・音訳奉仕員を養成する。	534	556	573
⑰要約筆記奉仕員指導者養成事業 (平成11年度創設)	要約筆記に必要な技術等の指導を行う指導者を養成する。	370	371	281
⑱手話通訳者養成・研修事業 (平成2年度創設)	専門技能を有する手話通訳者及び手話奉仕員の養成に指導的役割を果たす手話通訳者を養成する。	2,840	2,864	2,774
⑲字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業 (平成2年度創設)	字幕・手話を挿入したテレビ番組等のビデオカセットテープ等の製作、貸し出しを行う。	1,600	1,800	1,710
⑳要約筆記者派遣ネットワーク事業 (平成23年度創設)	要約筆記を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる要約筆記者を確保するためのネットワークを整備する。	600	—	—
㉑手話通訳者派遣ネットワーク事業 (平成元年度創設)	手話通訳を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するためのネットワークを整備する。	1,660	1,732	1,688
㉒盲ろう者向け通訳介助員派遣事業 (平成18年度創設)	盲ろう者の自立と社会参加をはかるため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	4,237	4,237	4,237
㉓身体障害者補助犬育成事業 (平成元年度創設)	就労等により社会活動への参加に効果があると認められる重度の身体障害者に身体障害者補助犬を貸与する。	6,230	6,276	6,407
㉔盲ろう者通訳介助員養成・研修事業 (平成10年度創設)	視覚及び聴覚に重複した障害がある盲ろう者とのコミュニケーション手段の技術等の指導を行って、通訳介助員を養成する。	1,122	1,150	1,177
㉕進行性筋萎縮症者(児)療養相談事業 (昭和54年度創設)	進行性筋萎縮症を原疾患とする身体障害者(児)に対し、検診を行うとともに、療養方法、日常生活、更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行う。	220	220	185
障害者社会参加推進センターの設置 (平成2年度創設。平成10年度改組)	障害者の社会参加を推進する拠点として設置する障害者社会参加推進センターの運営に要する経費を助成する。	6,226	6,918	6,744

[負担割合 国1/2・県1/2, ⑨の事業は県10/10]

(注) 1 ③, ⑦, ⑫, ⑭, ⑮, ⑲以外の事業は、広島県障害者社会参加推進センターに一括委託し、総合的に実施している。

2 ⑲の事業は、字幕入りDVD等の製作を(社福)聴力障害者情報文化センターに委託し、貸出を広島県聴覚障害者センターで行っている。

ク 市町障害者地域生活支援事業（予算額 523,813 千円）

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町が実施する地域生活支援事業に対して補助する。

	事業名	事業内容
必須事業	相談支援事業	
	市町村相談支援機能強化事業	専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応や地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言を行う。
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等に対し、入居支援、24時間支援、関係機関によるサポート体制の調整を行う。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬を助成する。
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者等に対し介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などを給付又は貸与する。
	移動支援事業	個別支援型、グループ支援型などの方法により、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援する。
	地域活動支援センター機能強化事業	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練等を実施する。
その他事業	福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者に低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。
	盲人ホーム事業	あん摩師免許等を有する視覚障害者であって、雇用・就労が困難な者に対し、施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。（本県該当なし）
	訪問入浴サービス事業	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
	身体障害者自立支援事業	身体障害者向け公営住宅等に居住している重度身体障害者に対し、身辺介助や家事援助などのサービスを提供する。（本県該当なし）
	重度障害者在宅就労促進特別事業	在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練を支援する。（本県該当なし）
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	社会復帰の促進を図るため、就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している障害者等が実習及び訓練に要する費用や、施設入所者等が訓練を終了し自立する際の支度金を支給する。
	知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導や技能習得訓練等を行う。
	生活支援事業	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導、本人活動支援、ボランティア活動支援、福祉機器の斡旋などを行う。
	日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所や学校の空き教室などにおいて、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行う。
	社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会の開催、障害者の作品展や音楽会などの芸術・文化活動の支援、視覚障害者に対する点訳・音声訳による広報発行、手話・要約筆記奉仕員等の養成研修、自動車運転免許の取得や自動車の改造に対する助成などを行う。
	地域移行のための安心生活支援事業	障害者の地域生活への移行や定着のための支援策等を盛り込んだプランを作成し、これに基づき、面的かつ一体的な支援体制を整備する。

（注）広島市及び福山市を含む。

（負担割合 国 1/2 以内、県 1/4 以内、市町 1/4）

ケ 施設サービスの利用等

第 23 表 障害者支援施設数の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

（単位 所）

種 別	県分	その他市分	合 計
生活介護	24	19	43
施設入所支援	27	20	47
自立訓練（機能訓練）	2	1	3
自立訓練（生活訓練）	3	0	3
就労移行支援（一般型）	2	1	3
就労移行支援（資格取得型）	1	0	1
就労継続支援 B 型	3	0	3

第 24 表 旧法（支援費）制度における指定施設数の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

（単位 所）

施 設 種 別		県 分	その他市分	合 計
身体障害者施設	身体障害者更生施設	0	0	0
	肢体不自由者更生施設	0	0	0
	視覚障害者更生施設	0	0	0
	聴覚・言語障害者更生施設	0	0	0
	内部障害者更生施設	0	0	0
	身体障害者療護施設	3 (0)	0 (0)	3 (0)
	特定身体障害者授産施設	2 (0)	2 (0)	4 (0)
	特定身体障害者入所授産施設	0 (0)	1 (0)	1 (0)
	特定身体障害者通所授産施設	2	1	3
	計	5 (0)	2 (0)	7 (0)
知的障害者施設	知的障害者更生施設	5 (0)	5	10 (0)
	知的障害者入所更生施設	5 (0)	2	7 (0)
	知的障害者通所更生施設	0	3	3
	特定知的障害者授産施設	12 (0)	8	20 (0)
	特定知的障害者入所授産施設	2 (0)	0	2 (0)
	特定知的障害者通所授産施設	10	8	18
	知的障害者通勤寮	0	3	3
	計	17 (0)	16	33 (0)
合 計		22 (0)	18 (0)	40 (0)

（注）（ ）は、併せて通所による旧法施設支援を提供する入所施設の場合で内数。

第 25 表 障害者支援施設の定員及び利用人員の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

（単位 所, 人, %）

区 分	施設数	定 員	利用人員	内 他 県		利用率
				内 他 県	利用人員	
生活介護	43	2,264	2,251	99		99.4
施設入所支援	47	2,383	2,386	121		100.1
自立訓練（機能訓練）	3	83	62	2		74.7
自立訓練（生活訓練）	3	58	47	0		81.0
就労移行支援（一般型）	3	47	34	14		72.3
就労移行支援（資格取得型）	1	18	3	1		16.7
就労継続支援 B 型	3	145	142	8		97.9

第 26 表 身体障害者施設の定員及び利用人員の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

（単位 所，人，％）

区 分		施設数	定 員	利用人員		利用率
					内他県利用人員	
肢体不自由者更生施設	入 所	0	-	-	-	-
視覚障害者更生施設	入 所	0	-	-	-	-
内部障害者更生施設	入 所	0	-	-	-	-
身体障害者療護施設	入 所	3	170	170	1	100.0
	通 所	0	-	-	-	-
身体障害者入所授産施設	入 所	1	60	51	5	85.0
身体障害者通所授産施設	通 所	3	70	74	1	105.7
計	入 所	4	230	221	6	96.1
	通 所	3	70	74	1	105.7
	計	7	300	295	7	98.3

〔負担割合 国 2/4，県 1/4，市町 1/4〕

第 27 表 身体障害児施設の定員及び利用人員の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

（単位 所，人，％）

区 分		施設数	定 員	利 用 人 員				利用率
				県 分	広島市分	他県分	計	
難聴幼児通園施設	通 所	2	78	54	15	0	69	88.5
肢体不自由児施設	入 所	1	62	26	9	2	37	59.7
	通 所	(1)	40	5	0	0	5	12.5
指定医療機関（肢体）	入 所	1	120	2	5	0	7	5.8
肢体不自由児通園施設	通 所	3	80	32	55	0	87	108.8
計	入 所	2	182	28	14	2	44	24.2
	通 所	5 (1)	198	91	70	0	161	81.3
	計	7 (1)	380	119	84	2	205	53.9

（注） 1 県分に福山市を含む。

〔負担割合 県分 国 1/2，県 1/2〕

2 施設数欄の（ ）内は，入所施設に併設された通所施設の別掲である。

第 28 表 知的障害者施設の定員及び利用人員の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

（単位 所，人，％）

区 分		施設数	定 員	利用人員		利用率
					内他県利用人員	
知的障害者更生施設	入 所	7	427	427	3	100.0
	通 所	3 (0)	113	122	0	108.0
知的障害者授産施設	入 所	2	100	97	1	97.0
	通 所	18 (0)	592	651	2	110.0
計	入 所	9	527	524	4	99.4
	通 所	21 (0)	705	773	2	109.6
	計	30 (0)	1,232	1,297	6	105.3

（注）施設数欄の（ ）は，入所施設に併設された通所施設の再掲である。〔負担割合 国 2/4，県 1/4，市町 1/4〕

第 29 表 知的障害児施設の定員及び利用人員の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

（単位 所，人，％）

区 分	施設数	定 員	利用人員				利用率
			県 分	広島市分	他県分	計	
知的障害児施設 入 所	9	255	155	83	3	241	94.5
知的障害児通園施設 通 所	9	341	180	159	0	339	99.4
計	17	18	596	335	242	3	580

（注）県分に福山市を含む。

〔負担割合 県分 国 1/2，県 1/2〕

・ 重症心身障害児施設の利用

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複しているため、全面介助を必要とする重症心身障害児（者）を重症心身障害児施設へ入所させるほか、指定医療機関（独立行政法人国立病院機構の重症心身障害児病棟）に治療委託する。（昭和 22 年度創設）

第 30 表 重症心身障害児施設等の定員及び利用人員の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

（単位 所，人，％）

区 分	施設数	定 員	利用人員				利用率
			県 分	広島市分	他県分	計	
重症心身障害児施設	6	375	227	132	7	366	97.6
指定医療機関（重心）	2	200	90	76	23	189	94.5
計	8	575	317	208	30	555	96.5

（注）県分に福山市を含む。

〔負担割合 県分 国 1/2，県 1/2〕

(4) 施設整備等

ア 障害者施設等の整備

障害者の地域生活移行，就労支援等を図るため，計画的な整備を推進する。

平成 22 年度の整備実績は，次表のとおりである。

平成 22 年度施設等の整備実績

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	整備概要	定員	整備場所	備考
重症心身障害児施設	ときわ呉	（社福） 広島県リハビリテーション協会	創設	鉄骨造 2 階建	62 人	呉市	国庫
重症心身障害児通園施設（A 型）	ときわ呉	（社福） 広島県リハビリテーション協会	創設	鉄骨造 2 階建	15 人	呉市	国庫
障害福祉サービス事業所	なないろ作業所	（社福） 福祉の郷	創設	鉄筋コンクリート 2 階建	50 人	安芸郡府中町	国庫

（注）広島市及び福山市の所管分を除く。

〔負担割合 補助基本額に対し，国 2/3，県 1/3〕

イ 精神障害者生活訓練等施設運営費の助成（予算額 292,862 千円）

精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため，生活訓練施

設・通所授産施設に対し、運営費を助成する。(昭和 63 年度創設)

第 31 表 生活訓練等施設数の状況

(単位 所)

区 分	生活訓練施設	通所授産施設	精神障害者福祉ホーム (B型)
平成 23 年度 (予定)	5	1	3
平成 22 年度	5	2	3
平成 21 年度	5	3	3

(注) 広島市を除く。

(負担割合 国 1/2, 市 1/2)

ウ 県立社会福祉施設の運営

社会福祉施設を設置し、これらの施設を総合的かつ効率的に経営するため、平成 18 年度から、指定管理者制度の導入により、運営の委託を行っている。

○ 指定管理者 社会福祉法人 広島県福祉事業団

第 32 表 広島県立社会福祉施設の状況

(単位 人)

施設名		定員	施設の目的
障害者 リハビリテーションセンター	医療センター	病床数 120	身体障害者の医療及び更生のために必要な相談、診断、評価、治療及び訓練を行い、社会復帰の促進を図る。
	肢体不自由児施設 若草園	入所 62 通所 40	肢体不自由児を入所又は通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	重症心身障害児施設 若草療育園	入所 53	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	あけぼの	入所 70 日中 80	障害者に対して施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う。
	スポーツ交流センター	-	身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進、及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
福山若草園	肢体不自由児施設 福山若草育成園	通所 20	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	重症心身障害児施設 福山若草療育園	入所 44 通所 5	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所又は通所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
障害者療育支援センター	松陽寮	入所 148 日中 174	障害者に対して、施設入所支援を行うとともに、生活介護又は自立訓練を行う。
	重症心身障害児施設 わかば療育園	入所 50 通所 5	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所又は通所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。

エ 県立障害者リハビリテーションセンター整備事業 (予算額 26,758 千円)

県立障害者リハビリテーションセンターの根幹施設として、障害者に対する高度で専門的な医療を提供している医療センターについて、機能の強化、新たなニーズへの対応、施設の利便性向上等を目的として施設整備を行う。

オ 東部地域療育体制整備事業（予算額 24,087千円）

県東部地域の障害児療育体制の充実・強化を図るため、療育機能を持つ「県立福山若草園」の移転改築に係る基本設計を行う。

(5) 障害者自立支援特別対策事業

障害者自立支援法の円滑な運用を図るため、広島県障害者自立支援特別対策事業基金を設置し、それを原資として、事業者に対する運営の安定化等を図る措置や新法への移行等のための円滑な実施を図る措置を、平成23年度までの特別対策事業として実施する。

ア 広島県障害者自立支援特別対策事業基金

○ 設置年月日 平成19年3月15日

○ 基金の異動状況（平成22年度末）

（単位：円）

区分	基金積立額	基金取崩額	差引残高
障害者自立支援関係	7,107,961,834	4,591,225,473	2,516,736,361
福祉・介護人材確保関係	689,717,000	160,752,692	528,964,308
計	7,797,678,834	4,751,978,165	3,045,700,669

イ 障害者自立支援特別対策事業（予算額 2,875,585千円）

事業	実施主体	負担割合				
		国	県	市町		
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置						
(1) 事業運営安定化事業	日額方式の報酬導入に伴う事業者収入減に対して、従前の月払いによる報酬額の90%を下回る場合に、その差額を助成。	障害児関係	県	1/2	1/2	—
		障害児関係	広島市	1/2	—	1/2
		障害者関係	市町	1/2	1/4	1/4
(2) 移行時運営安定化事業	9割保障を受けていない旧体系施設に対し、新体系に移行した場合、従前額との差額を助成。		市町	10/10		
(3) 通所サービス等利用促進事業	通所利用促進のため、施設の送迎サービスに対する助成。		市町	1/2	1/4	1/4
(4) 新事業移行促進事業	新体系への移行に伴うコスト増に対応するための助成。		市町	1/2	1/4	1/4
(5) 事務処理安定化支援事業	法施行に伴う事務処理の適正実施に係る事務職員配置に伴う助成。	障害児関係	県	1/2	1/2	—
		障害児関係	広島市	1/2	—	1/2
		障害者関係	市町	1/2	1/4	1/4
(6) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業	サービスの適否を判断するアセスメント（暫定支給決定）の体制整備への助成。		市町	1/2	1/4	1/4
(7) 地域移行支度経費支援事業	入所施設の入所者等の地域移行促進のため、物品の購入に対する助成。	精神	県	1/2	1/2	—
		身体・知的	広島市	1/2	—	1/2
			市町	1/2	1/4	1/4
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置						
(8) 小規模作業所緊急支援事業	直ちに移行することが困難な小規模作業所に対する助成。		県	10/10		
(9) 障害者自立支援基盤整備事業	既存施設等が新体系移行に必要な改修費等への助成。事務所の開設支援、就労継続支援事業者に対する大規模な生産設備の整備を推進。		県	10/10		
(10) 移行等支援事業	新体系移行予定の小規模作業所等へのコンサルタント派遣等の支援。		県	10/10		
(11) 障害者地域移行	ア 障害者地域移行促進強化事業	障害者の地域移行に係る専門家養成、理解促進の基礎研修を実施。	県	10/10		
	イ グループホーム・ケアホームへの移行促進事業	グループホーム・ケアホーム借り上げ支援（敷金・礼金助成）。	県	10/10		
	ウ 地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰含む）	施設入所者が地域生活へ移行した場合の施設への助成。	県	10/10		
	エ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業	障害者の地域生活の支援体制を構築するモデル事業に対する助成。	県	10/10		

体制強化事業	オ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業	矯正施設等出所障害者の受入体制の整備及び地域移行を促進する支援。	県	10/10		
	カ 精神障害者等の家族に対する支援事業	家族同士の交流スペース、催しに対する助成。	県	10/10		
	キ 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業	重度訪問介護事業所における従業員の資質向上、夜間支援体制強化等に対する助成。	県			報酬改定対応
	ク ケアホームの重度障害者支援体制強化事業	重度障害者への支援体制強化に係るケアホームへの助成。	市町			報酬改定対応
(12) 一般就労移行促進事業	ア 障害者職場実習設備等整備事業	職場実習に係る企業の設備導入経費及び企業見学を実施する就労移行支援事業者等への助成。	県	10/10		
	イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業	就労支援ネットワーク構築(立ち上げ会議、HP構築、研修会、先進地視察)に係る支援。	県	10/10		
	ウ 施設外就労推進事業	施設外就労を行う事業所に対する助成。	県			報酬改定対応
	エ 施設外就労等による一般就労移行助成事業	施設外就労・施設外支援により一般就労者を出した事業所への助成。	県	10/10		
	オ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業	一般就労に向けた講座の開催、就労後の職場定着支援及び職務内容等の提案により雇用企業の開拓を実施する場合に助成。	県	10/10		
	カ 目標工賃達成助成事業	工賃増額に一定程度の成果を挙げている事業所に対して助成。	県	10/10		
	キ 就労継続支援A型への移行助成事業	就労継続支援B型事業所がA型への移行に必要な経費を助成。	県	10/10		
(13) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業	特別アドバイザー派遣、相談支援発展推進支援、ピアサポートセンター等設置推進、居住サポート事業立ち上げ支援、自立支援協議会運営強化を実施。	県市町	10/10			
(14) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業	障害児の親同士の交流の場の整備、関係者間の情報共有に係る経費を助成。	県市町	10/10			
(15) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業	法改正に伴う広報啓発、システム開発・改修及び一時的に必要な事務処理に要する経費を助成。	県市町	10/10			
(16) 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業	職員を加配し、就学前児童の個別支援に積極的に取り組む事業所に助成。	市町			報酬改定対応	
(17) 相談支援充実・強化事業	障害者等に対する障害福祉施策の説明会・相談会等を実施する場合に助成。	県市町	10/10			
(18) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業	地域の受入体制整備に係る研修、日常的な見守り活動、普及啓発等の経費を助成。	県	10/10			
(19) 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業	重度障害者の割合が高いため、国庫負担基準を超過する場合等に助成。	県	1/2	1/4	1/4	
(20) 移行定着支援事業	小規模作業所等が新体系サービスに移行した場合に生じる新たな事務処理の定着や移行前の利用者の定着などの経過的な施策に要する経費を助成。	県	10/10			
(21) その他法施行に伴い緊急に必要な事業	ア 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置	進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者で療養介護事業を利用する低所得者に対する助成。	市町	1/2	1/4	1/4
	イ オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業	公共施設等へのオストメイト対応トイレの整備。	県市町	10/10		
	ウ 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業	視覚障害者、聴覚障害者等の情報支援に伴う機器等の整備、音声コード普及に係る研修・広報。	県市町	10/10		
	エ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業	視覚障害者等へ移動支援を行うガイドヘルパーの資質向上に係る研修経費の助成。	県市町	10/10		
	オ 体育館等バリアフリー緊急整備事業	体育館のバリアフリー化に係る設備整備経費の助成。(学校体育館を除く)	県市町	10/10		
	カ 障害者アート特別啓発事業	一般の美術作品とともに障害者の作品を鑑賞する機会が確保できるよう、美術館等における障害者アート作品を含めた展覧会等の開催経費を助成。	県市町	10/10		
	キ 障害者自立支援機器普及促進事業	公的機関(身体障害者更生相談所等)に自立支援機器等を整備し試用等させるとともに、モニター評価を行い、開発者等に提供することにより、自立支援機器の開発・普及を促進する。	広島市	10/10		
ク 障害者自立支援体験事業	宿泊を含めた地域生活を体験するための経費助成。	尾道市	1/2	1/4	1/4	
3. 福祉・介護人材の処遇改善を図る措置						
(22) 福祉・介護人材の処遇改善事業	介護職員等の処遇改善を図るため、介護職員等の処遇改善に取り組む事業者に対する助成。	県	10/10			

3 雇用・就業

(1) 就労の場の整備

ア 小規模通所授産施設運営費補助事業への助成（予算額 20,000 千円）

小規模通所作業所の運営の安定化を図るため、法定の通所授産施設「小規模通所授産施設」（利用定員 10 人～19 人）への移行を進めるとともに、運営費を補助する市町に対し助成する。（平成 13 年度創設）

第 33 表 小規模通所授産施設数の状況

（単位 所）

区 分	身体障害者 小規模通所授産施設	知的障害者 小規模通所授産施設	精神障害者 小規模通所授産施設
平成 23 年度（予定）	2	0	0
平成 22 年度	2	1	1
平成 21 年度	5	2	1

（注）広島市及び福山市（身体・知的のみ）を除く。

〔負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4〕

イ 障害者の経済的自立支援事業（予算額 7,545 千円）

障害者の経済的な自立を伴った地域生活への移行を推進するため、福祉施設における授産活動の充実及び工賃（利用者が得る授産活動の対価）の向上を図る取組を支援する。

事業名	事業概要	負担割合
経営感覚獲得事業	施設運営者に対して、工賃向上のためのマネジメント、マーケティング、管理会計等の手法の獲得を目的とした講座を開催する。	国 10/10
	施設職員による、全国の先進的な就労支援施設での滞在型実地研修プログラムの受講を促進する。	国 1/2 県 1/2
経営手法導入支援事業	経営コンサルタントを授産施設等へ派遣し、専門的見地からの経営分析による授産活動の見直しを支援する。	国 1/2 県 1/2
好事例、展示・即売会実施事業	他都道府県と共同開催で、県内事業所の授産製品を広く紹介する。	国 10/10

ウ 知的障害者等職務開発事業（予算額 21,528 千円）

知的障害者・精神障害者・発達障害者（以下「知的障害者等」という。）を県の臨時職員として採用し、知的障害者等に適した業務の検証を行い、民間企業等における知的障害者等の雇用の促進を図る。

知的障害者等は、障害者の就労支援の経験を有するジョブコーディネーターの支援を受けながら、県庁本館に設置する「ワーク・サポート・ステーションひろしま」で勤務する。

（※ 事業実施期間：平成 22 年度及び平成 23 年度）

エ 障害者就業・生活支援センター事業（予算額 27,633 千円）

障害者就業・生活支援センターを設け、障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う。（平成 14 年度創設）

第34表 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の実施状況

(単位 所)

区 分	平成23年度	平成22年度	平成21年度
実施か所数	5	5	5

(注) 平成23年度の欄は平成23年4月1日現在の数値。

オ 圏域障害者総合就業・生活支援センター事業（予算額 22,112千円）

障害者就業・生活支援センターの未設置圏域（広島西圏域，備北圏域）に障害者の就業面と生活面の支援を一体的に行う「圏域障害者総合就業・生活支援センター」を新たに設置し，障害者の就業促進を図る。（平成22年度創設）

カ 授産施設等の製品に対する優先発注

授産施設等の活性化を図り，障害者の経済的自立を支援するため，県として報償品や印刷物について，授産施設等の製作品品に対して優先発注を行う。

4 生活環境

だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

「広島県福祉のまちづくり条例」（平成7年条例第4号）に基づき，福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう県民意識の啓発・醸成を図るため，行政，事業者団体，当事者団体等で組織する「広島県福祉のまちづくり推進協議会」と連携して各種普及啓発事業を実施する。

5 スポーツ・レクリエーション・文化・芸術

県障害者社会参加推進事業（スポーツ振興等地域交流支援）

- ・広島県障害者スポーツ大会開催事業
- ・障害者スポーツ育成・競技力強化事業
- ・全国障害者スポーツ大会への選手団派遣事業
- ・広島県知的障害者スポーツ大会開催事業
- ・文化・芸術活動振興事業

6 情報・コミュニケーション

(1) 利用しやすい情報環境の整備

県障害者社会参加推進事業（情報支援）

- ・障害者ITサポートセンター設置事業
- ・点訳・音訳奉仕員養成事業
- ・要約筆記奉仕員指導者養成事業
- ・手話通訳者養成・研修事業
- ・盲ろう者通訳介助員養成事業
- ・要約筆記者派遣ネットワーク事業
- ・手話通訳者派遣ネットワーク事業

- ・ 盲ろう者向け通訳介助員派遣事業
- ・ 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

(2) コミュニケーション支援体制の充実

ア 県立視覚障害者情報センターの運営（予算額 29,233 千円）

県立視覚障害者情報センターは、点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しをするとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行っている。（昭和 37 年度創設）

○ 実施主体 （社福）広島県視覚障害者団体連合会（指定管理者）

住 所 広島市東区戸坂千足二丁目 1-5

電話番号 （082）229-7878

第 35 表 視覚障害者情報センターの蔵書状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（単位 タイトル）

区 分	数
点 字 図 書	10,833
カセットテープ図書	11,259
デイジー図書	5,521

イ 聴覚障害者社会参加支援事業（予算額 4,163 千円）

聴覚障害者に対する情報提供、障害者全体の交流促進の場を提供する。（平成 12 年度創設）

設置場所：広島県社会福祉会館 5 階